

岩手県告示第 410 号

平成 19 年 4 月 3 日付岩手県報第 10647 号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成 19 年岩手県告示第 311 号及び第 312 号）の内容について、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により当該森林に係る所有者に通知する場合において、その所有者の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林の所有者への通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 奥州市衣川区中山 47 の 1、49

(2) 所有者の氏名 菅原栄吾、菅原喜太郎、菅原慶助、菅原幸七、菅原長四郎、菅原東次郎、菅原兵太郎、鈴木丑雄、鈴木政右エ門、高橋伊惣右エ門、高橋清喜、福地四郎兵エ、渡辺万兵衛

2 通知の内容を掲示した場所及び期間

(1) 場所 岩手県農林水産部森林保全課並びに奥州市役所

(2) 期間 平成 19 年 4 月 3 日から同年 5 月 3 日まで